

若狭町長 様

申請者 住所 \_\_\_\_\_

氏名 \_\_\_\_\_ 印

年度 若狭町早婚夫婦支援事業支援金交付申請書兼請求書

若狭町早婚夫婦支援事業支援金の交付を受けたいので、若狭町早婚夫婦支援事業実施要綱第5条の規定により関係書類を添えて申請及び請求します。

申請者住所	若狭町	
婚姻日	年 月 日	
氏名	申請者	配偶者
生年月日	年 月 日生	年 月 日生
婚姻日の年齢	歳	歳
世帯の所得  <small>※所得額は、直近の所得証明書をもとに記入  ※貸与型奨学金の返済を行っている場合は、年間返済額を記入</small>	所得額(A)  円	所得額(A')  円
	奨学金返還額(B)  円	奨学金返還額(B')  円
	合計(C=A-B)  円	合計(C'=A'-B')  円
	世帯合計(C+C')  円	
支援金額	<input type="checkbox"/> 夫婦どちらか又は共に29歳以下の場合 金300,000円 <input type="checkbox"/> 夫婦どちらか又は共に25歳以下の場合 金400,000円	

振込先

金融機関名	金融機関番号	支店名	店番号	種別	普通当座
口座番号	フリガナ 口座名義人				

**【同意及び確認事項】**

- 申請者と配偶者は、若狭町に住民登録を有し居住しています。
- 申請者と配偶者は、町税の滞納はありません。
- 申請者と配偶者は、過去に若狭町及び他市町において、結婚支援市町応援事業補助金交付要綱に基づく支援金の交付を受けていません。
- 申請者と配偶者は、若狭町内に5年以上継続して居住します。
- 申請者と配偶者は、申請に虚偽その他不正な行為があった場合は、支援金を返還します。
- 申請者と配偶者は、町がこの支援金の申請の事務処理に必要な範囲において戸籍（婚姻届を含む。）、住民票、所得、市税の納付状況等について町が確認することに同意します。  
※同意される場合は、添付資料1、2、3、4の添付を省略することができます。

申請者（自署）

配偶者（自署）

**【添付書類】**

- (1) 婚姻後の戸籍謄本又は婚姻届受理証明書
- (2) 住民票謄本
- (3) 申請者及び配偶者の所得課税証明書
- (4) 申請者及び配偶者の納税証明書
- (5) 貸与型奨学金の返済を行っている場合は、返済額が確認できる書類
- (6) 通帳の写し